# (仮称) 千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業 募集要項等 新旧対照表

令和3年10月12日

### <要求水準書>

No.	頁		旧(修正前:	令和3年	7月5日公表、9	9月10日修正)	新(再修正後:令和3年10月12日公表)				
1	43	表 16 維持管理業務、運営業務における提出書類						表 16 維持管理業務、運営業務における提出書類			
		(略)								(略)	
		分類	作成書類	提出頻度	提出期限	内容	分類	作成書類	提出頻度	提出期限	内容
		事業計画	開館・供用開始 準備関係書類	1回	令和6年9月末日	施設の利用案内 (案)、利用 規則 (案)	事業計画	開館・供用開始 準備関係書類	1回	令和6年9月末日	施設の利用案内(案)、利用 規則(案) <u>及び施設管理規</u>
											<u> 約(案)</u> 
2	44	2.1 供用開始準備						供用開始準備			
					(略)		(略)				
							(5) 施設管理規約の作成				
							· <u>}</u>	選定事業者は、	施設管理	規約(本施設(2	2号館を除く。)の使用、
							4	管理方法等につ	いて詳細	を定めた規約) の	原案を作成の上、新施設
								及び1号館の供	用開始の	6か月前までにī	市に提出し、これを本施
							<u> </u>	改(2号館を除	く。)に遃	<u> 類用する。</u>	
							· <u>}</u>	所施設及び1号	館と異な	る時期に民間施設	設等が供用を開始する場
							合は、各施設の供用開始6か月前までに該当施設に関する規約を				
							<u> </u>	追加した改訂版	の原案を	作成し、市に提出	当すること。

# <要求水準書 別紙>

No.	別紙	頁	諸室名	旧(修正前:令和3年7月5日公表、9月10日修正)	新(再修正後:令和3年10月12日公表)
1	別紙 2	10	エントラ	<諸室仕様>	<諸室仕様>
			ンス・ロ	(略)	(略)
			ビー	・フライヤーを 100 種類程度設置できるスタンド等を設置	(削除)
				<u>する。</u> (mg)	(略)
				(略)	
2	別紙 3	5	ホワイエ	<その他>	<その他>
				_	・自動販売機専用の電源を確保する。
3	別紙3	6	エントラ	<その他>	<その他>
			ンス・ロ	・エントランス、ロビー及び各階エレベーター前、死角と	・エントランス・ロビー及び各階エレベーター前、死角とな
			ビー	<u>ー</u> なるところに防犯カメラを設置する。	るところに防犯カメラを設置する。
				・各諸室の利用状況や施設案内、健診等の進行状況をお知	・各諸室の利用状況や施設案内、健診等の進行状況をお知ら
				らせできるように、放送設備を設置する。	せできるように、放送設備を設置する。
					・自動販売機専用の電源を確保する。
4	別紙3	6	職員会議	<コンセント等>	<コンセント等>
			室	, ,	. ,
				コンセント: 4口	コンセント:4口
					<u>テレビアンテナ用端子:1</u>
5	別紙 4	11	エントラ	諸宣名 コーナー、 スペース等 什器僧品 数量 備考(形状や仕様について) 間違 市 事	諸重名 コーナー、 スペース等 什器僧品 数量 備考(形状や仕様について) 頂達 既 市 事
			ンス・ロ	(⑥エントランス・ロビー	⑩エントランス・ロビー
			<b>L</b> "-	55 エントランス・ロビー   机   適宜   3人掛け   O	
				拿立て         適宜         O           泥落とし用マット         適宜         O	泥落とし用マット 適宜
				施設案内板 適宜 O AED 1 リース契約も可とする O	施設案内板         適宜         O           AED         1         リース契約も可とする         O
				ソース実計も可じする	デジタルサイネー 2 各諸室の利用状況や施設案内、健診等の進 デジタルサイネー 2 行状況をお知らせできるように設置する
				図書返却ボックス 1	図書返却ポックス 1
					リーフレットラック 適宜 全体で100種程度のフライヤーが設置できるもの

No.	別紙	頁	諸室名	旧(修正前:令和3年7月5日公表、9月10日修正)	新(再修正後:令和3年10月12日公表)
6	別紙 6	3	事務室	< その他 >	< その他 > ・ T V アンテナの撤去・更新を行う。 ・ 共同溝管理事務所との <u>分割に伴う施設設備複合盤の移設</u> や、2 号館解体に伴う撤去・更新が必要となる場合は、 適宜、実施する。
7	別紙 6	3	共同溝管 理事務所 事務室	< その他 >	< その他 > ・システム管理者(市)が、地下共同溝内管理設備と事務室内管理システムとの光ケーブル及びインターホンの接続工事を実施するために必要な空配管敷設等を行う。

# <サービス対価の算定、支払及び改定方法>

No.	頁	旧(修正前:令和3年7月5日公表、9月10日修正)	新(再修正後:令和3年10月12日公表)
1	10		<u>(サービス対価Aの改定を追加)</u>
	11		<u>4.1 サービス対価Aの改定</u>
2	12	表 <u>15</u> 基準となる指標(サービス対価B)	表 <u>16</u> 基準となる指標(サービス対価B)
3	14	表 <u>16</u> 基準となる指標(サービス対価 C)	表 <u>17</u> 基準となる指標(サービス対価 C)
4	16	表 <u>17</u> 公共施設等の利用料金上限額一覧	表 <u>18</u> 公共施設等の利用料金上限額一覧
5	17	表 <u>18</u> 類似施設の非減免率及び稼働率(平成 30 年度実績)	表 <u>19</u> 類似施設の非減免率及び稼働率(平成 30 年度実績)

### <事業契約書(案)>

No.	頁	項目	旧(修正前:令和3年7月5日公表、9月10日修正)	新(再修正後:令和3年10月12日公表)		
1	_	前文 2	事業場所: 印西市中央南一丁目2番地の一部、4	事業場所: 印西市中央南一丁目2番地2、2番地3、		
			<u>番地1 及び4 番地3</u>	<u>4番地1、4番地3及び4番地6</u>		
2	44	別紙 3 3 (1)	建設工事保険	建設工事保険		
			保険契約者 : 事業者又は建設企業	保険契約者 : 事業者又は建設企業		
			被保険者 : 建設企業、全下請負人、事業者及び市	被保険者 : 建設企業、全下請負人、事業者及び市		
			保険の対象 : 道路改良業務工事対象物の損害	保険の対象 : 道路改良業務工事対象物の損害		
			保険の期間 : 道路改良業務期間	保険の期間 : <u>着工日から道路改良業務完了日</u>		
			保険金額 : 道路改良業務の工事費(消費税及び地方	保険金額 : 道路改良業務の工事費(消費税及び地方		
			消費税含む。)	消費税含む。)		

### <定期借地権設定契約公正証書(案)>

No.	頁	条	項	号	旧(修正前:令和3年7月5日公表、9月10日修正)	新(再修正後:令和3年10月12日公表)
1	3	11	3		賃貸人は、対象土地について修繕する義務及び契約不適合	賃貸人は、対象土地について修繕する義務を負わない。 ただ
					責任を負わない。	し、民間施設等の供用開始日の前日までに限って、埋蔵文化
						財、地中埋設物、土壌汚染の発見等の募集要項等から合理的
						に推測し得ないものに起因して賃借人に直接生じた合理的な
						増加費用は、賃貸人と賃借人で協議の上、合理的な範囲で賃
						貸人が負担する。

# <駐車場賃貸借契約書(案)>

No.	頁	条	項	号	旧(修正前:令和3年7月5日公表)	新(修正後:令和3年10月12日公表)
1	1	3	1		本件駐車場の賃料は、月額【 (1ヶ月当たりの提案金額)	本件駐車場の賃料は、月額【 <u>(1 台/1 か月当たりの提案金</u>
					× (145 台) を記載 】円とする。なお、1 月未満の期間に	額)×(145台。ただし、車いす使用者用駐車マスを外構(公
					ついては、日割計算(1月を30日として計算する。)により	<u>共)として提案する場合は 140 台)</u> 】円 <u>(うち消費税及び</u>
					算定するものとし、1円未満は切り捨てるものとする。	<b>地方消費税○○円を含む。)</b> とする。なお、1月未満の期間に
						ついては、日割計算(1月を30日として計算する。)により算
						定するものとし、1円未満は切り捨てるものとする。